

いわて希望応援ファンド地域活性化支援事業助成金交付要領

第1章 総則

(目的)

第1条 この要領は、いわて希望応援ファンド地域活性化支援事業実施要領に基づき、公益財団法人いわて産業振興センター（以下「センター」という。）が地域経済の活性化を図るため、創業・起業又は中小企業等が行う事業に対し助成金を交付する事業（以下「助成金交付事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 助成金交付事業 創業・起業又は中小企業の経営の革新に関する事業若しくはそれらを支援する事業を行う者が実施する事業に対し助成金を交付する事業をいう。
- (2) 助成事業 助成金交付の対象となる事業をいう。
- (3) 中小企業者 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号）第2条第1項に定めるものをいう。
- (4) 特定非営利活動法人 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に定める特定非営利活動法人をいう。
- (5) 農事組合法人等 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に定める農事組合法人、農業協同組合、農業協同組合連合会、水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）に定める漁業協同組合、漁業生産組合、漁業協同組合連合会及び森林組合法（昭和53年法律第36号）に定める森林組合、生産森林組合、森林組合連合会をいう。
- (6) 地域資源 県知事が、廃止前の中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成19年法律第39号）第4条第1項の規定に基づき指定した地域産業資源の内容をいう。

(助成金交付事業の種類)

第3条 助成金交付事業の種類は次に掲げるとおりとし、その内容はこの要領各章に定めるところによるものとする。

- (1) 創業支援事業
- (2) 新事業活動支援事業
- (3) 商店街等活性化支援事業

2 前項に掲げる助成金交付事業は、第4条第2号で定められる連携体に対し、助成総額の3割以内の範囲で助成することができるものとする。

第2章 創業支援事業

(対象者)

第4条 創業支援事業の対象者は、県内に主たる事業所を有する者又は設置予定の者で、次のいずれかに掲げる者とする。

- (1) 県内において新たに創業・起業しようとする者
- (2) 県内に主たる事業所を有する中小企業者、個人、特定非営利活動法人及び農事組合法人等（以下「中小企業者等」という。）で創業・起業後1年以内の者

(助成事業の内容)

第5条 創業支援事業の内容は、創業・起業に資する事業であって、次に掲げるいずれかのものとし、全体の事業計画（助成対象となる部分とは限らない。）に、第2号又は第3号を含むものとする。

- (1) 事業実施のために必要な市場調査・動向調査事業
- (2) 新商品・新役務・新技術の開発研究又は事業化に関する事業
- (3) 販路開拓のために行う事業
- (4) その他、センター理事長が適当と認める事業

(助成期間)

第6条 創業支援事業の助成期間は交付決定日から1年以内とし、特に必要と認める場合、2年を限度に継続して助成することができるものとする。

(助成対象経費、助成率及び助成限度額)

第7条 創業支援事業の助成対象経費及び助成率は、別表1「創業支援事業助成対象経費及び助成率」に定めるものとし、助成限度額は150万円とする。ただし、当該事業に係る申請が前年に採択された事業計画と連続する事業内容であるとセンター理事長が認める場合、助成限度額は100万円とする。

(事業成果に係る評価)

第8条 創業支援事業の評価指標は、本事業で支援したものが支援完了後3年以内に新商品・新サービスの開発等を通じて事業化を果たした割合とする。

(採択基準)

第9条 創業支援事業に係る助成の可否は、次に掲げる基準を総合的に勘案し、充足度の高いものから予算の範囲内で決定するものとする。

- (1) 助成事業の実施により、前条に定める評価指標の向上が期待されること。
- (2) 助成事業の内容が、実施主体の主体的な取組のもと構想されたものであること。
- (3) 助成事業の内容が計画的であり、かつ、熟度が高く早期に着手可能であること。
- (4) 実施主体における助成事業の実施体制及び経理体制が十分であること。

第3章 新事業活動支援事業

(対象者)

第10条 新事業活動支援事業の対象者は、県内に主たる事業所を有する中小企業者等とする。

(助成事業の内容)

第11条 新事業活動支援事業の内容は、新分野への進出や商品開発などの新たな事業活動に資する事業であって、次に掲げるいずれかのものとし、全体の事業計画（助成対象となる部分とは限らない。）に、第2号又は第3号を含むものとする。

- (1) 事業実施のために必要な市場調査・動向調査事業
- (2) 新商品・新役務・新技術の開発研究又は事業化に関する事業
- (3) 販路開拓のために行う事業
- (4) その他、センター理事長が適当と認める事業

(助成期間)

第12条 新事業活動支援事業の助成期間は交付決定日から1年以内とし、特に必要と認める場合、3年を限度に継続して助成することができるものとする。

(助成対象経費、助成率及び助成限度額)

第13条 新事業活動支援事業の助成対象経費、助成率及び助成限度額は次のとおりとする。

- (1) 新分野への進出や商品の開発などに取り組む事業の場合は、別表2「新事業活動支援事業助成対象経費及び助成率（一般枠）」に定めるものとし、助成限度額は200万円とする。ただし、当該事業に係る申請が前年及び前々年に採択された事業計画と連続する事業内容であるとセンター理事長が認める場合、助成限度額は2年目150万円、3年目100万円とする。
- (2) 地域資源を活用する事業の場合は、別表3「新事業活動支援事業助成対象経費及び助成率（地域資源活用枠）」に定めるものとし、助成限度額は200万円とする。ただし、当該事業に係る申請が前年及び前々年に採択された事業計画と連続する事業内容であるとセンター理事長が認める場合、助成限度額は2年目150万円、3年目100万円とする。
- (3) 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第14条の規定に基づき経営革新計画の承認を受けた事業の場合は、別表4「新事業活動支援事業（経営革新計画枠）助成対象経費及び助成率」に定めるものとし、助成限度額は300万円とする。ただし、当該事業に係る申請が前年及び前々年に採択された事業計画と連続する事業内容であるとセンター理事長が認める場合、助成限度額は2年目250万円、3年目200万円とする。
- (4) 2者以上の連携体（県内に主たる事業所を有する中小企業者が2分の1以上を占めるものに限る）で行う事業の場合は、別表5「新事業活動支援事業（連携事業枠）助成対象経費及び助成率」に定めるものとし、助成限度額は300万円とする。ただし、当該事業に係る申請が前年及び前々年に採択された事業計画と連続する事業内容であるとセンター理事長が認める場合、助成限度額は2年目250万円、3年目200万円とする。

(事業成果に係る評価)

第14条 新事業活動支援事業の評価指標は、本事業で支援したものが支援完了後3年以内に新製品開発や新サービスの開発により事業化を果たし、かつ総売上高の増加又は付加価値額の伸び率の増加及び経常利益の伸び率の増加を果たした割合とする。

(採択基準)

第15条 新事業活動支援事業に係る助成の可否は、次に掲げる基準を総合的に勘案し、充足度の高いものから予算の範囲内で決定するものとする。

- (1) 助成事業の実施により、前条に定める評価指標の向上が期待されること。
- (2) 助成事業の内容が、実施主体の主体的な取組のもと構想されたものであること。
- (3) 助成事業の内容が計画的であり、かつ、熟度が高く早期に着手可能であること。
- (4) 実施主体における助成事業の実施体制及び経理体制が十分であること。
- (5) 2者以上の連携体で行う事業の場合は、連携体制が十分であること。

第4章 商店街等活性化支援事業

(対象者)

第16条 商店街等活性化支援事業の対象者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第15条第1項各号に掲げる者
- (2) 県内に住所のある中小企業者（小売業若しくはサービス業を営む者、事業協同組合又は商店街振興

組合に限る。)

(3) 事業を行うことが適当であるとセンター理事長が認めた特定非営利活動法人

(助成事業の内容)

第 17 条 商店街等活性化支援事業の内容は、中心市街地・商店街等における、活性化に向けての革新的、戦略的な取組であって、次に掲げるいずれかのものとし、全体の事業計画（助成対象となる部分とは限らない。）に、第 2 号、第 3 号及び第 4 号のいずれかを含むものとする。

- (1) 事業調査のために必要な市場調査・動向調査事業
- (2) 新商品・新役務の開発又は事業化に関する事業
- (3) 販売促進・販売力強化のために行う事業
- (4) 業種構成再編及び遊休資産利活用のために行う事業
- (5) その他、センター理事長が適当と認める事業

(助成期間)

第 18 条 商店街等活性化支援事業の助成期間は交付決定日から 1 年以内とする。

(助成対象経費、助成率及び助成限度額)

第 19 条 商店街等活性化支援事業の助成対象経費及び助成率は、別表 6 「商店街等活性化支援事業助成対象経費及び助成率」に定めるものとし、助成限度額は 100 万円とする。

(事業成果に係る評価)

第 20 条 商店街等活性化支援事業の評価指標は、本事業で支援したものが支援完了後 1 年以内に歩行者通行量若しくは売上高の目標が達成された割合又は他の商店街等への波及効果が認められた割合とする。

(採択基準)

第 21 条 商店街等活性化支援事業に係る助成の可否は、次に掲げる基準を総合的に勘案し、充足度の高いものから予算の範囲内で決定するものとする。

- (1) 助成事業の実施により、前条に定める評価指標の向上が期待されること。
- (2) 助成事業の内容が、実施主体の主体的な取組のもと構想されたものであること。
- (3) 助成事業の内容が計画的であり、かつ、熟度が高く早期に着手可能であること。
- (4) 実施主体における助成事業の実施体制及び経理体制が十分であること。
- (5) 事業の取組の持続性及び継続性が高いと期待されるものであること。

第 5 章 助成金の交付先決定に関する手続及び交付に関する手続

(いわて希望応援ファンド事業審査委員会の設置)

第 22 条 センターは、助成金交付事務の適正かつ円滑な実施を図るため、別に定めるいわて希望応援ファンド事業審査委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

(助成金の交付申請)

第 23 条 助成金の交付を申請しようとする者（以下「交付申請者」という。）は、助成金の交付申請書（様式第 1 号）を別に定める日までにセンターに提出するものとする。

(助成金の交付決定)

第24条 センターは、助成事業者から助成金の交付申請を受けたときは、助成事業の目的及びその内容が適正であるかどうか等を審査し、必要に応じて実地調査を行い、委員会に諮ったうえで、助成金交付事業を決定する。

- 2 センターは、前項により助成金の交付を決定したときは、助成金交付決定通知書（様式第2号）により助成金の交付が決定した交付申請者（以下「助成事業者」という。）に通知するものとする。
- 3 センターは、前項の通知に、第25条に定める変更承認申請に係る義務について明記するものとする。
- 4 センターは、助成金の交付目的を達成するために必要があると認められるときは、条件を付することができる。

（変更承認の申請）

第25条 助成事業者は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）によりセンターに申請しなければならない。

- (1) 助成事業に要する経費を別表1から別表6までの助成対象経費の経費区分の相互間におけるいずれか低い額の20パーセントを超えて配分を変更する場合
- (2) 助成事業に要する経費を別表1から別表6までの助成対象経費の経費区分ごとに20パーセントを超えて減少する場合
- (3) 助成事業の内容を変更する場合
- (4) 助成事業を中止し、又は廃止する場合
- (5) 助成事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難になった場合

（交付決定の変更）

第26条 センターは、前条により助成事業者から助成金の変更承認申請を受け、内容変更について承認したときは、事業変更承認通知書（様式第4号）により助成事業者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第27条 助成事業者は、第24条第2項の通知を受けた場合において、当該通知に係る助成金の交付の決定内容又はこれに付された条件に不服があるときは、別に定める日までに助成金交付申請取下書（様式第5号）により申請を取り下げることができる。

（助成事業の遂行）

第28条 助成事業者は、助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって助成事業を遂行しなければならない。

- 2 センターは、助成事業の遂行について必要があるときは、当該助成事業者に対し、所要の措置を講ずるよう指示することができる。

（助成事業の遂行状況報告）

第29条 助成事業者は、事業開始日から6か月後現在の遂行状況について、事業遂行状況報告書（様式第6号）により、別に定める日までにセンターに報告しなければならない。ただし、同日又はそれ以前に事業が完了した場合は、報告を要さないものとする。

（助成事業の実績報告）

第30条 助成事業者は、助成事業を完了した日から起算して1か月以内に事業実績報告書（様式第7号）によりセンターに報告しなければならない。

（助成金の額の確定）

第31条 センターは、助成事業者から事業実績報告書の提出を受けたときは、この内容を審査し、必要に応じて実地調査等を行い、助成事業の成果が助成金の交付決定内容及びこれに付した条件に適合するか否かを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金額確定通知書（様式第8号）により、助成事業者に通知するものとする。

（助成金の請求）

第32条 助成事業者は、助成金の支払いを受けようとするときは、前条の通知受理後14日以内に、助成金請求書（様式第9号）により請求するものとする。

（助成金の支払い）

第33条 センターは前条により助成金請求書の提出を受けた後、助成金を助成事業者に支払うものとする。

（助成金の概算払い）

第34条 センターは、助成金の交付決定後に必要があると認められる経費については、概算払いすることができる。

2 前項により概算払いを受けようとする助成事業者は、助成金概算払請求書（様式第10号）に、センターが定める書類を添えて請求するものとする。

（助成金の交付決定の取消し）

第35条 センターは、次のいずれかに該当するときは、助成金の全部又は一部を取消すことができる。

- (1) 助成事業者が助成金を他の用途に使用したとき。
 - (2) 助成事業者が第25条第1号及び第2号に定める変更承認申請を、助成事業完了の日までに行わなかったとき。
 - (3) 助成事業者が第30条に定める実績報告を行わなかつたとき。
 - (4) 助成事業者が第32条に定める助成金の請求を行わなかつたとき。
 - (5) 助成事業者が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
 - (6) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (7) 岩手県暴力団排除条例（平成23年岩手県条例第35号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者であることが判明したとき
- 2 前項の規定は、補助金の交付があった後においても適用があるものとする。
- 3 第24条の規定は、第1項の規定による取消をした場合について準用する。

（助成金の返還）

第36条 センターは、助成金の交付決定を取消した場合において、助成金の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されている場合にあっては、期限を定めてその返還を命じることができる。

2 前項の規定は、第25条の規定による助成金の交付の決定を変更した場合においても準用する。

（加算金）

第37条 センターは、助成事業者に助成金の返還を命じたときは、その命令に係る助成金の交付の日から受領の日までの日数に応じ、助成金の額に年10.95パーセントを乗じて計算した加算金を助成金の返還を命じられた者から徴収することができる。

（延滞金）

第38条 センターは、助成事業者に助成金の返還を命じ、助成金の返還を命じられた者がこれを納付期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額について年

10.95 パーセントを乗じて計算した延滞金を助成金の返還を命じられた者から徴収することができる。

(財産処分の制限)

第39条 助成事業者は、助成金交付事業により取得し、又は効用の増加した財産を助成金の交付目的以外に使用し、他の者に貸付け若しくは譲渡し、他の物件と交換し、又は債務の担保に供しようとするときは、センターの承認を受けなければならない。

(立入検査等)

第40条 センターは、助成金交付事業の適正を期すため、必要があるときは、助成事業者に対し報告を求め、又はセンターの職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(助成金の経理)

第41条 助成事業者は、助成金に係る経理について、収支を明確にした証拠書類を整備し、かつ、センターが指示する日まで保存するものとする。

附 則

この要領は、平成30年1月9日から施行する。

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

この要領は、令和2年10月1日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

この要領は、令和6年11月1日から施行する。

別表1（第7条関係）

創業支援事業助成対象経費及び助成率

経費区分	助成対象経費	助成率
①市場調査・動向調査事業費	会場借料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、調査・分析費、消耗品費、専門家謝金、専門家旅費、職員旅費	当該経費の2分の1に該当する額以内の額 ただし、代表者が39歳以下、女性又はU・Iランクの場合、当該経費の3分の2に該当する額以内の額
②新商品・新技術・新役務開発・研究・事業化費	原材料費（試作・研究用に限る）、機械装置及び工具器具（試作・研究用に限る）の借料、工業所有権等の導入に要する経費、外注加工費、検査分析費、研修費、会場借料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、消耗品費、専門家謝金、専門家旅費、職員旅費	
③販路開拓費	展示会等出展経費、広告宣伝費、研修費、会場借料、会場整備費、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、消耗品費、雑役務費、専門家謝金、専門家旅費、職員旅費	
④その他特に必要と認められる事業費	センター理事長が特に必要と認める経費	

注) 1 消費税及び地方消費税は助成対象経費としない。

注) 2 全体の事業計画（助成対象となる部分とは限らない。）に、②又は③を含むこと。

注) 3 原材料費は、本業に係る仕入れと明確に区分し得るもののみを助成対象経費とする。

別表2（第13条第1号関係）

新事業活動支援事業（一般枠）助成対象経費及び助成率

経費区分	助成対象経費	助成率
①市場調査・動向調査事業費	会場借料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、調査・分析費、消耗品費、専門家謝金、専門家旅費、職員旅費	当該経費の2分の1に該当する額以内の額 ただし、代表者が39歳以下又は女性の場合、当該経費の3分の2に該当する額以内の額
②新商品・新技術・新役務開発・研究・事業化費	原材料費（試作・研究用に限る）、機械装置及び工具器具（試作・研究用に限る）の借料、工業所有権等の導入に要する経費、外注加工費、検査分析費、研修費、会場借料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、消耗品費、専門家謝金、専門家旅費、職員旅費	
③販路開拓費	展示会等出展経費、広告宣伝費、研修費、会場借料、会場整備費、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、消耗品費、雑役務費、専門家謝金、専門家旅費、職員旅費	
④その他特に必要と認められる事業費	センター理事長が特に必要と認める経費	

注) 1 消費税及び地方消費税は助成対象経費としない。

注) 2 全体の事業計画（助成対象となる部分とは限らない。）に、②又は③を含むこと。

注) 3 原材料費は、本業に係る仕入れと明確に区分し得るもののみを助成対象経費とする。

別表3（第13条第2号関係）

新事業活動支援事業（地域資源活用枠）助成対象経費及び助成率

経費区分	助成対象経費	助成率
①市場調査・動向調査事業費	会場借料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、調査・分析費、消耗品費、専門家謝金、専門家旅費、職員旅費	当該経費の3分の2に該当する額以内の額
②新商品・新技術・新役務開発・研究・事業化費	原材料費（試作・研究用に限る）、機械装置及び工具器具（試作・研究用に限る）の借料、工業所有権等の導入に要する経費、外注加工費、検査分析費、研修費、会場借料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、消耗品費、専門家謝金、専門家旅費、職員旅費	
③販路開拓費	展示会等出展経費、広告宣伝費、研修費、会場借料、会場整備費、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、消耗品費、雑役務費、専門家謝金、専門家旅費、職員旅費	
④その他特に必要と認められる事業費	センター理事長が特に必要と認める経費	

注) 1 消費税及び地方消費税は助成対象経費としない。

注) 2 全体の事業計画（助成対象となる部分とは限らない。）に、②又は③を含むこと。

注) 3 原材料費は、本業に係る仕入れと明確に区分し得るもののみを助成対象経費とする。

別表4（第13条第3号関係）

新事業活動支援事業（経営革新計画枠）助成対象経費及び助成率

経費区分	助成対象経費	助成率
①市場調査・動向調査事業費	会場借料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、調査・分析費、消耗品費、専門家謝金、専門家旅費、職員旅費	当該経費の4分の3に該当する額以内の額
②新商品・新技術・新役務開発・研究・事業化費	原材料費（試作・研究用に限る）、機械装置及び工具器具（試作・研究用に限る）の借料、工業所有権等の導入に要する経費、外注加工費、検査分析費、研修費、会場借料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、消耗品費、専門家謝金、専門家旅費、職員旅費	
③販路開拓費	展示会等出展経費、広告宣伝費、研修費、会場借料、会場整備費、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、消耗品費、雑役務費、専門家謝金、専門家旅費、職員旅費	
④その他特に必要と認められる事業費	センター理事長が特に必要と認める経費	

注) 1 消費税及び地方消費税は助成対象経費としない。

注) 2 全体の事業計画（助成対象となる部分とは限らない。）に、②又は③を含むこと。

注) 3 原材料費は、本業に係る仕入れと明確に区分し得るもののみを助成対象経費とする。

別表5（第13条第4号関係）

新事業活動支援事業（連携事業枠）助成対象経費及び助成率

経費区分	助成対象経費	助成率
①市場調査・動向調査事業費	会場借料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、調査・分析費、消耗品費、専門家謝金、専門家旅費、職員旅費	当該経費の4分の3に該当する額以内の額
②新商品・新技術・新役務開発・研究・事業化費	原材料費（試作・研究用に限る）、機械装置及び工具器具（試作・研究用に限る）の借料、工業所有権等の導入に要する経費、外注加工費、検査分析費、研修費、会場借料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、消耗品費、専門家謝金、専門家旅費、職員旅費	
③販路開拓費	展示会等出展経費、広告宣伝費、研修費、会場借料、会場整備費、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、消耗品費、雑役務費、専門家謝金、専門家旅費、職員旅費	
④その他特に必要と認められる事業費	センター理事長が特に必要と認める経費	

注) 1 消費税及び地方消費税は助成対象経費としない。

注) 2 全体の事業計画（助成対象となる部分とは限らない。）に、②又は③を含むこと。

注) 3 原材料費は、本業に係る仕入れと明確に区分し得るもののみを助成対象経費とする。

注) 4 連携体構成事業者間の商取引で生じた経費については、助成対象経費としない。

別表6（第19条関係）

商店街等活性化支援事業助成対象経費及び助成率

経費区分	助成対象経費	助成率
①市場調査・動向調査事業費	会場借料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、調査・分析費、消耗品費、専門家謝金、専門家旅費、職員旅費	当該経費の2分の1に該当する額以内の額
②新商品・新役務開発・事業化費	原材料費（試作・研究用に限る）、調査・研究開発費、研修費、会場借料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、消耗品費、専門家謝金、専門家旅費、職員旅費	ただし、39歳以下や女性を主体とするもの又は東日本大震災津波の被災地に所在する者の場合、当該経費の3分の2に該当する額以内の額
③販売促進・販売力強化事業費	広告宣伝費、研修費、会場借料、会場整備費、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、消耗品費、雑役務費、専門家謝金、専門家旅費、職員旅費	
④業種構成再編及び遊休資産利活用事業費	店舗借料、店舗整備費、広告宣伝費、研修費、会場借料、会場整備費、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、調査・分析費、消耗品費、雑役務費、専門家謝金、専門家旅費、職員旅費	
⑤その他特に必要と認められる事業費	センター理事長が特に必要と認める経費	

注) 1 消費税及び地方消費税は助成対象経費としない。

注) 2 全体の事業計画（助成対象となる部分とは限らない。）に、②、③又は④を含むこと。

注) 3 原材料費は、本業に係る仕入れと明確に区分し得るもののみを助成対象経費とする。

様式第1号（第23条関係）

令和 年 月 日

公益財団法人いわて産業振興センター理事長 様

（連携事業枠の場合は連携体の代表者）

所在地

名称

代表者

印

いわて希望応援ファンド地域活性化支援事業助成金交付申請書

いわて希望応援ファンド地域活性化支援事業助成金の交付を受けたいので、別紙の関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の種類（該当するものに○を付けてください。）

創業支援事業	(※ <input type="checkbox"/> 若者・女性、U・Iターン <input type="checkbox"/> その他)	
新事業活動支援事業		
一般枠	(※ <input type="checkbox"/> 若者・女性 <input type="checkbox"/> その他)	
地域資源活用枠		
経営革新計画枠		
連携事業枠		
商店街等活性化支援事業	(※ <input type="checkbox"/> 若者・女性、被災地所在 <input type="checkbox"/> その他)	

※該当するものにチェックマーク（✓）を付けてください。

2 過去の当助成金の利用実績（該当するものにチェックマーク✓を付けてください。）

過去に 1回 2回 3回以上 利用

3 助成金交付申請額 金 円

4 助成事業の実施期間

交付決定日～令和 年 月 日

5 助成事業の内容

- (1) 申請者概要書 別紙1のとおり、(2) 事業計画書 別紙2のとおり、
- (3) 助成金申請額内訳書 別紙3のとおり

別紙1

申請者概要書

名称(商号又は法人・個人名)					
主たる事業所	所在地	〒			
	電話	()	FAX	()	
代表者 ※性別、生年月日は「若者・女性」の場合のみ記載のこと	(ふりがな) 氏名	(年齢 歳)			
	性別※	男・女 (該当する方に○)	生年月日※	年 月 日	
設立登記年月日	年 月 日	決算期		月	
資本金	千円	従業員数		人	
主たる事業内容					
企業の沿革					
代表者の経歴					
連絡担当者	役職・氏名				
	E-mail				

※ 個人の場合は該当する項目のみ記載のこと。

※ 「連携事業枠」の場合は連携体の構成員ごとに記載のこと。

別紙2

事 業 計 画 書

1 事業計画名

--

2 事業活動の取組内容

(1) 取組む背景・理由	
(2) 過去の助成金の利用状況、実績、成果、課題等 ※過去にいわて希望応援ファンドに採択され、利用実績がある事業者のみ記載すること。 ※取り組んだ内容、成果、未達成事項等を具体的に記載のこと。	
(3) 具体的な内容 ※商店街等活性化支援事業の場合は①中小企業者や特定非営利活動法人の場合、地元の商店街振興組合などのように連携していくのか、現状の動きや今後の予定を記載すること。また、②商店街振興組合や商工会等の場合、中心市街地全体への経済波及、商店街個店への小売商業活性化策（売上増）をどのように取り組んでいくのか記載すること。	

(4) 活用する地域資源 及びその活用内容 ※新事業活動支援事業（地 域資源活用枠）のみ記載の こと。			
(5) 販売・集客ターゲッ ト ※ターゲットとして想定す るユーザー、業種・業態、 地域、性別、年齢等 ※市場開拓の可能性			
(6) ユーザー・来街者側 の要望、課題			
(7) 連携体制 ※新事業活動支援事業（連 携事業枠）のみ記載のこと。			
(8) 取組目標 (付加価値額=営業利益 +人件費+減価償却費) ※新事業活動支援事業（連 携事業枠）の場合は、連携 体の代表者について記載の こと。	目標達成時期	年　　月期 (3年後)	
	付加価値額	直　近	千円
		3年後	千円 (千円増)
(9) 成果目標 ※商店街等活性化支援事業 のみ記載のこと。 ※歩行者通行量及び売上高 の目標、他の商店街等への 波及効果について記載のこ と。			

3 事業活動のスケジュール

【向こう3年間の取組計画】 ※表内に取組予定時期を矢印で明示。

取組内容 (四半期)	1年目(助成事業年度)				2年目				3年目			
	I	II	III	IV	I	II	III	IV	I	II	III	IV
①												
②												
③												
④												
⑤												
年度目標 ※具体的に記載												

【助成事業実施期間内に係る実施項目】 ※表内に実施予定時期を矢印で明示。

実施項目	助成事業実施期間				具体的な取組方法
	第1四半期 (～月)	第2四半期 (～月)	第3四半期 (～月)	第4四半期 (～月)	
①					
②					
③					
④					
⑤					

4 損益計画及び資金計画

(単位：千円)

		1年目 (助成事業年度)	2年目	3年目	算定基準 ※単価、数量、内訳、伸び率等
		年 月～ 年 月	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月	
損益 計画	売上高				
	原材料費				
	労務費				
	減価償却費				
	外注加工費				
	その他経費				
	売上原価				
	売上総利益				
	労務費（役員報酬含む）				
	減価償却費				
	その他経費				
	販売費及び一般管理費				
	営業利益				
	営業外損益				
	経常利益				
資金 計画	従事者数（人）	人	人	人	
	付加価値額				
	助成対象経費				
	その他事業経費				
	総事業費				
	助成金				
	金融機関借入				
	縁故借入				
自己資金					
資金調達額					

※ 連携体の構成員ごとに、申請事業の計画について記載のこと。※ 付加価値額＝営業利益＋人件費＋減価償却費 ※ 商店街等活性化支援事業については提出不要

別紙3

助成金申請額内訳書

1 助成対象事業内容

経費区分	具体的事業内容
	計 円
	計 円
	計 円
	計 円
	計 円
合 計	円

※「経費区分」欄は公募の際に示す助成対象経費に係る経費区分を移記すること。

2 助成対象事業経費配分

経費区分	助成対象 経費名	助成事業に要する経費				助成対象 経費額 (税抜)	負担区分		備考
		内容	数量	単価	金額		助成金	自己負担	
	小計								
	小計								
	小計								
	小計								
	小計								
	小計								
合計									

※ 「経費区分」「助成対象経費名」欄は公募の際に示す助成対象経費に係る経費区分、助成対象経費名を移記すること。

※ 連携事業枠の場合は、備考欄に連携体構成員の区分を記載すること。

様式第2号（第24条関係）

いわ産 第 号
年 月 日

（助成事業者名） 様

公益財団法人いわて産業振興センター
理事長

いわて希望応援ファンド地域活性化支援事業助成金交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました、いわて希望応援ファンド地域活性化支援事業助成金については、いわて希望応援ファンド地域活性化支援事業助成金交付要領（以下「交付要領」という。）第24条第1項の規定に基づき下記のとおり交付することに決定しましたので、交付要領第24条第2項の規定に基づき通知します。

記

1 事業計画名

2 事業内容及び決定条件等

3 助成対象経費及び助成金額

助成対象経費	金	円
助成金額	金	円

4 助成対象期間

年 月 日 ～ 年 月 日

5 事業実施に係る留意事項

- (1) 助成金額の確定は、助成対象経費の実支出額に助成率を乗じて得た額と助成金額のいずれか低い額とします。
- (2) 助成事業の内容や金額を変更する場合等、交付要領第25条の規定に該当する場合は別途申請が必要となります。
- (3) 本通知に係る助成金の交付の決定内容又はこれに付された条件に不服があるときは、別途取下げの申請をしてください。
- (4) 事業執行にあたっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に留意するとともに、交付要領に基づき適正な執行を行ってください。

様式第3号（第25条関係）

年　月　日

公益財団法人いわて産業振興センター理事長 様

所在地

名 称

代表者

印

いわて希望応援ファンド地域活性化支援事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付で決定通知のありました助成事業につきましては、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、承認を申請します。

記

1 事業内容の変更及び理由

変 更 前	変 更 後	変 更 の 理 由

2 経費配分の変更

経費区分（内容）	変 更 前	変 更 後	変 更 の 理 由

3 中止（廃止）する事業の内容及び理由

事 業 の 内 容	中止（廃止）する理由

様式第4号（第26条関係）

年　月　日

（助成事業者名）様

公益財団法人いわて産業振興センター
理事長

いわて希望応援ファンド地域活性化支援事業変更承認通知書

年　月　日付で変更申請がありました、いわて希望応援ファンド地域活性化支援事業については、いわて希望応援ファンド地域活性化支援事業助成金交付要領第26条の規定に基づき、下記のとおり変更承認しましたので通知します。

記

1 標記助成事業の変更内容については、　　年　月　日付で変更申請がありました、いわて希望応援ファンド地域活性化支援事業変更承認申請書に記載のとおりとします。

2 上記1の変更内容以外については、　　年　月　日付のいわて希望応援ファンド地域活性化支援事業助成金交付決定通知書に記載のとおりとします。

様式第5号（第27条関係）

年　月　日

公益財団法人いわて産業振興センター理事長 様

所在地

名 称

代表者

印

いわて希望応援ファンド地域活性化支援事業助成金交付申請取下書

年 月 日付で決定通知のありました助成金の交付につきましては、下記のとおり取り下げたいので、よろしくお取り計らい願います。

記

1 事業計画名

2 助成金額 金 円

3 申請を取り下げる理由

様式第6号（第29条関係）

年　月　日

公益財団法人いわて産業振興センター理事長 様

所在地

名 称

代表者

印

いわて希望応援ファンド地域活性化支援事業遂行状況報告書

年 月 日付で決定通知のありました助成事業の遂行状況について、別紙のとおり報告します。

別紙

いわて希望応援ファンド地域活性化支援事業遂行状況（年月日現在）

1 実施した事業の内容及び進捗状況

2 予算執行（支出）の状況

（単位：円）

経費区分	総事業費	交付決定額	支出済額	残額	摘要

※ 残額＝交付決定額－支出済額

3 実施期間

(1) 事業開始年月日 年 月 日

(2) 事業完了予定年月日 年 月 日

様式第7号（第30条関係）

年　月　日

公益財団法人いわて産業振興センター理事長 様

所在地

名 称

代表者

印

いわて希望応援ファンド地域活性化支援事業実績報告書

年 月 日付で決定通知のありました助成事業を完了しましたので、下記のとおり報告します。

記

1 事業完了年月日 年 月 日

2 助成金額 金 円

3 事業の内容

(1) 事業評価報告書 別紙1のとおり

(2) 助成対象経費実績報告書 別紙2のとおり

別紙 1

事業評価報告書

助成事業者	
事業の種類	
事業実施期間	
助成事業の内容	
助成事業の成果及び効果	

別紙 2

助成対象経費実績報告書

経費区分	助成対象 経費名	助成事業に要する経費				助成対象 経費額 (税抜)	負担区分		備考
		内容	数量	単価	金額		助成金	自己負担	
	小計								
	小計								
	小計								
	小計								
合計									

※「経費区分」「助成対象経費名」欄は交付要領に記載の助成対象経費に係る経費区分、助成対象経費名を移記すること。

※ 備考欄には連携体構成員の区分を記載すること。

様式第8号（第31条関係）

年　月　日

（助成事業者名）様

公益財団法人いわて産業振興センター

理事長

いわて希望応援ファンド地域活性化支援事業助成金額確定通知書

年　月　日付で実績報告がありました、いわて希望応援ファンド地域活性化支援事業助成金について、いわて希望応援ファンド地域活性化支援事業助成金交付要領（以下「交付要領」という。）第31条の規定に基づき、下記のとおり確定しましたので通知します。

つきましては、交付要領第32条の規定に基づき、助成金の請求をしてください。

記

1 事業計画名

2 助成金の確定額　　金　　円

様式第9号（第32条関係）

年　月　日

公益財団法人いわて産業振興センター理事長 様

所在地

名 称

代表者

印

いわて希望応援ファンド地域活性化支援事業助成金請求書

年 月 日付で決定通知のありました助成事業を完了しましたので、下記のとおり助成金の支払いを請求します。

記

1 事業計画名

2 請求金額 金 円
(助成金確定額 円)
(概算払受領済額 円)

3 振込先金融機関等

金融機関及び(本)支店	()銀行・信用金庫 本店・()支店
口座種類及び口座番号	普通預金 ・ 当座預金 No.
口座名義人(カタカナ)	

年 月 日

公益財団法人いわて産業振興センター理事長 様

所在地

名 称

代表者

印

いわて希望応援ファンド地域活性化支援事業助成金概算払請求書

年 月 日付で決定通知のありました助成事業について、下記のとおり助成金の概算
払いを請求します。

記

1 事業計画名

2 助成金交付決定額 金 円

3 概算払を請求する理由

4 概算払請求する金額 金 円

5 概算払請求する経費の内訳

別紙のとおり

6 振込先金融機関等

金融機関及び（本）支店	（ ）銀行・信用金庫 本店・（ ）支店	
口座種類及び口座番号	普通預金 ・ 当座預金 No.	
口座名義人（カタカナ）		

別紙

概 算 払 経 費 内 訳 書

経費区分	助成対象 経費名	助成事業に要する経費				助成対象 経費額 (税抜)	負担区分		支出済額	支出 年月日	今回 請求額	備考
		内容	数量	単価	金額		助成金	自己負担				
	小計											
	小計											
	小計											
	小計											
合 計												

※「経費区分」「助成対象経費名」欄は交付要領に記載の助成対象経費に係る経費区分、助成対象経費名を移記すること。

※ 備考欄には連携体構成員の区分を記載すること。